

県営住宅における災害一時使用の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害等で住宅を失い住宅に困窮している県民（以下「被災者」という。）に、市（町・村）営住宅の空家がないため対応できない場合に、市（町・村）に対し県営住宅の目的又は用途に従って一定期間使用（以下「一時使用」という。）を承認することにより、被災者に当面の生活の場を提供するとともに、精神的、時間的ゆとりを確保し生活基盤の立て直しを図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害等 火災、風水害、地盤沈下、地すべりなどをいう。
- (2) 一時使用 県営住宅を期間を限定して使用させることをいう。

(一時使用の承認の要件)

第3条 一時使用は、県営住宅に適当な空家があり、かつ、災害等で住宅を滅失または喪失した者が次の各号に該当する場合に承認するものとする。

- (1) 市（町・村）が市（町・村）営住宅で対応するものの、なお対応しきれないものであること。
- (2) 当該市（町・村）内に在住する一般世帯であること。ただし、単身者にあつては、さらに親族が不明、または遠隔地で居留することが不可能な者であること。
- (3) 災害等の証明書の発行を受けていること。

(一時使用の承認申請)

第4条 一時使用の承認を受けようとする市（町・村）は、県営住宅一時使用承認申請書（第1号様式）に次の必要書類を添えて住宅営繕事務所長に申請しなければならない。

- (1) 被災者の世帯全員の住民票（単身者の場合は、戸籍謄本）
- (2) 災害等の証明書
- (3) その他必要な書類

(審査)

第5条 住宅営繕事務所長は、申請書類が提出された場合は、速やかに審査し、適格と認められる場合は、県営住宅一時使用承認書（第2号様式）を交付し、住宅を斡旋するものとする。

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用できる期間は、1箇月とする。なお、住宅営繕事務所長が事情止むを得ないと認める場合は、最高3箇月を限度とし期間を延長することができる。

- 2 前項の延長手続きは、県営住宅一時使用承認期間延長申請書（第3号様式）により、市（町・村）が行うものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、免除する。

(規則等の遵守義務)

第8条 被災者は、一時使用を承認する住宅（以下「承認住宅」という。）を使用するにあたり神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）及び神奈川県県営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）等入居のきまりを遵守しなければならない。

(保管義務等)

第9条 使用承認を行う財産の維持保全については、市（町・村）が行うものとする。

2 県は、被災者が退去したとき、退去修繕が必要な場合は、県が行うものとする。

(明渡し)

第10条 県は一時使用の承認期間中であっても、次の場合は、市（町・村）に対し住宅の明渡しを求めるとともに、明渡し後の被災者の住宅の確保等の要請を行うことができる。

- (1) 条例及び規則等を遵守しないとき
- (2) その他住宅営繕事務所長が必要と認めたとき

(事務手続き)

第11条 一時使用についての事務手続きは、住宅営繕事務所が行い、承認住宅の指定及び関連書類を整備したのち、指定管理者に通知し、その管理を委ねるものとする。また、一時使用期間が終了し、被災者が退去した場合は速やかに指定管理者にその旨通知するものとする。

附則

この要綱は、平成6年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式

県営住宅一時使用承認申請書

平成 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(市(町・村)公営住宅管理主管課長)

このことについて、次のとおり県営住宅の一時使用の承認を受けたいので、必要書類を添えて申請いたします。

なお、承認後一時使用期間を終了する場合等で住宅の明渡しを求められた場合には、当市(町・村)で責任をもって対応いたします。

また、申請内容に虚偽の記載等があったときは、一時使用を取り消されても異議を申し立てません。

希望地区名			被災者県内在住開始年月日				
現住所							
被災者勤務先	名称・所属						
	所在地・電話						
被災者及び同居親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名・学年)	所在地	年間所得金額
承認を受けようとする期間			年 月 日から 年 月 日まで				

県営住宅一時使用承認書

平成 年 月 日

(市(町・村)公営住宅管理主管課長) 殿

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった県営住宅の一時使用については、次の条件を付けて承認します。

- 1 承認住宅は、_____棟 _____号 とする。
- 2 承認期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 承認住宅は、被災者である

住所 _____
氏名 _____ 他 名 _____

が、定住先が決定するまでの間仮の住居として使用し、その他の者、又は用途に使用しないこと。

また、常に善良なる管理者の注意をもって維持保全すること。

- 4 使用料は、免除する。
- 5 承認住宅について修繕、模様替えその他の現状変更行為をするときは、事前に住宅営繕事務所長の承認を受けること。
また、承認住宅の全部又は一部をき損したときは、速やかに住宅営繕事務所長に報告し、その指示を受けて自己負担により原状に回復すること。
- 6 市(町・村)は、使用承認期間を延長しようとするときは、期間終了の10日前までに住宅営繕事務所長に県営住宅一時使用承認期間延長申請書を提出すること。
- 7 使用中は、団地住民の自治活動に協力すること。
- 8 被災者が退去する場合には、市(町・村)は、退去の10日前までに住宅営繕事務所長に報告すること。
- 9 以上の条件に違反したとき又は県営住宅管理上必要と認めるときは、この許可を取り消すことがある。

県営住宅一時使用承認期間延長申請書

平成 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(市(町・村)公営住宅管理主管課長)

平成 年 月 日付けをもって承認を受け県営住宅を使用中ですが、まもなく一時使用の承認期間が終了するものの、被災者がいまだに生活基盤を立て直す見込みが立たないため、承認期間を延長していただきたいので申請します。

希望 地区名			被災者県内在住 開始年月日				
現住所							
被災者 勤務先	名称・所属						
	所在地・電話						
被災者 及び 同居 親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名 ・学年)	所在地	年間 所得金額
承認を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで						